

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

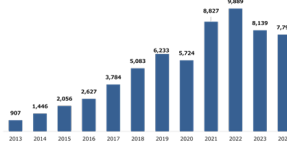
(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	14	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国組員に対する課税の特例の見直し		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国組員に対する課税の特例： 国内にある恒久的施設を通じて組合契約事業を行う組合の組員は、国内に恒久的施設を有するものとして扱っていると、国内にある恒久的施設を通じて組合契約事業を行う投資事業有限責任組合等に出資する有限責任組員のうち、一定の要件を満たす外国組員について所得税・法人税を非課税とする特例。 ・ 特例措置の内容 海外投資家が、日本に無限責任組員 (GP) がいるファンドに有限責任組員 (LP) として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、その要件及び手続きの見直しを行う。		
関係条文	地方税法第 24 条、第 72 の 2 条、第 294 条 国税関係法令： 所得税 租税特別措置法第 41 条の 21 租税特別措置法施行令第 26 条の 30、第 26 条の 31 租税特別措置法施行規則第 19 条の 12、第 19 条の 13 所得税基本通達 164-4 法人税 租税特別措置法第 67 条の 16 租税特別措置法施行令第 39 条の 33、第 39 条の 33 の 2 租税特別措置法施行規則第 22 条の 19 の 2、第 22 条の 19 の 3		
減収見込額	[初年度] (—) [平年度] (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する。 (2) 施策の必要性 我が国のスタートアップのスケール化は諸外国と比べて低い水準にあるところ、我が国からグローバルに活躍するスタートアップを生み出すためには、グローバル・エコシステムとの連結を促進し、投資金額が大きくグローバルなネットワークを有する海外投資家の日本への呼び込む環境及び体制を強化することが重要である。 他方で、海外投資家による国内ファンドへのLP出資に係る所得に対する課税について、米国・英国・シンガポールでは、通常、非課税とされており、日本の課税制度との間に差異がある。 本措置の適用要件や手続きとしては以下のようなものが挙げられる。 ・投資組合の有限責任組合員であること ・投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること ・投資組合の業務執行行為を行わないこと ・投資組合の無限責任組合員と特殊の関係にないこと ・この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設帰属所得を有しないこととなること ・LPである海外投資家自身が特例申告手続きを行うこと ・本措置と事業譲渡類似株式の譲渡益課税の特例の適用を受ける場合には、それぞれの申告手続きを行うこと これらの要件や手続きにつき、海外投資家による投資の障害にならないように、諸外国の制度とのイコールフットィングを確保することが重要であり、本措置について、実態に沿わない要件や手続きを見直すことが有効であると考えられる。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備									
	政策の達成目標	我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させ、その効果も含め、「スタートアップ育成5か年計画」（令和４年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）において掲げている、「スタートアップへの投資額について「5年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模（10 兆円規模）」とする目標を達成すること。									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—									
	同上の期間中の達成目標	—									
	政策目標の達成状況	(単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和４年</td><td>令和５年</td><td>令和６年</td></tr><tr><td>スタートアップの資金調達額</td><td>9,889</td><td>8,139</td><td>7,793</td></tr></table>  (出所) Japan Startup Finance 2024				令和４年	令和５年	令和６年	スタートアップの資金調達額	9,889	8,139
	令和４年	令和５年	令和６年								
スタートアップの資金調達額	9,889	8,139	7,793								
有効性	要望の措置の適用見込み	—									
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要件や手続きを見直すことを通じ、我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させる。 本措置の改正による効果を含め、スタートアップ等への投資が増加することで、我が国におけるスタートアップの創出・育成等が促進される。									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—									

		要望の措置の 妥当性	海外とのイコールフットिंगを図り、スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する観点から、本措置の要件や手続きを見直すことは妥当である。
これまでの 税負担軽減措置等の 適用実績と効果に 関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績		各年度の適用件数及び適用額のとりまとめデータは無く把握は困難。
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		投資組合を通じて我が国におけるスタートアップ等に投資を行う非居住者・外国法人組合員の課税関係を、海外主要国と同様に一定の条件の下で非課税とすることにより、我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資が促進される。
	前回要望時の 達成目標		金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理由		国際金融センターの地位確立に向けては、道半ばであり、引き続き所要の措置が必要。
これまでの要望経緯			平成 21 年度 創設。 平成 22 年度 本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。 令和 3 年度 ファンド・オブ・ファンズの場合の持分割合要件の判定上、一定の要件を満たす場合に、ファンド・オブ・ファンズ単位で判定されるのではなく、組合員単位で判定されることとされた。